

議案第50号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年5月22日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「事項」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同条第3号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「は、次のように区分する」を「の区分は、次の各号（満3歳以上

限定小規模保育事業にあつては、第1号)に掲げるとおりとする」に改める。

第29条第2項第3号及び第4号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条第4項中「第29条第5項」を「第29条第7項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第46条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第50条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則に次の4項を加える。

6 第29条第2項及び第46条第2項の規定にかかわらず、当分の間、第29

条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

7 当分の間、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保育士（第29条第3項若しくは第4項若しくは第46条第3項若しくは第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2項の規定の適用がないものとした場合における第29条第2項又は第46条第2項の規定により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

第2条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）をいう。

第2条第2項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）」に、「の同条第2号」を「の法第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第12条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第13条第4項第3号ア中「令第4条第2項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同号ア（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第2項第6号」を「同条第2項第6号」に改め、同号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、

「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「利用している同号」を「教育認定子ども」に、「利用している同条第1号又は第2号」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「の同号」を「同号」に、「の同条第1号」を「同条第1号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（）」を「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（）」に改める。

第37条第1項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条」を「杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第27条第1号」に、「同令第31条第1項」を「同条例第27条第2号」に、「同令第33条」を「同条例第27条第3号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。）」に、「第37条第2項」を「第37条第2項第2号」に、「小学校就学前子ども」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、同条第

4 項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号」を「杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項ただし書中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と」を削り、「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第51条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「及び」を「並びに」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「特定教育・保育施

設の設置者の教育・保育」を「特定地域型保育事業者の保育」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。

以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、第39条第3項及び第40条第2項の規定は適用しない。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第3条 杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第13条の次に1条を加える改正規定に限る。）及び第3条の規定は同年12月25日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び附則第6条第3項に規定する条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

(提案理由)

児童福祉法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の規定の整備を図る等の必要がある。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（連携施設の確保）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項（満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）に係る連携協力を</p>	<p>（連携施設の確保）</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項_____に係る連携協力を</p>

行う保育所、幼稚園又は認定こども園
(以下「連携施設」という。)を適切
に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3
歳以上限定小規模保育事業者を除
く。)により保育の提供を受けてい
た利用乳幼児(事業所内保育事業の
利用乳幼児にあつては、第43条に
規定するその他の乳児又は幼児に限
る。)を、当該保育の提供の終了に
際して、当該利用乳幼児の保護者の
希望に基づき、引き続き連携施設に
おいて受け入れて教育又は保育を提
供すること。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 家庭的保育事業者等は、
法第34条の16第4項において準用
する法第21条の5の18第4項の規
定に基づき、児童対象性暴力等(学校
設置者等及び民間教育保育等事業者に
よる児童対象性暴力等の防止等のため
の措置に関する法律(令和6年法律第
69号)第2条第2項に規定する児童
対象性暴力等をいう。以下この条にお
いて同じ。)を防止し、及び児童対象
性暴力等が行われた場合に利用乳幼児
を適切に保護するため、児童等対象業
務従事者(利用乳幼児と接する業務に

行う保育所、幼稚園又は認定こども園
(以下「連携施設」という。)を適切
に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等_____

_____により保育の提供を受けてい
た利用乳幼児(事業所内保育事業の
利用乳幼児にあつては、第43条に
規定するその他の乳児又は幼児に限
る。)を、当該保育の提供の終了に
際して、当該利用乳幼児の保護者の
希望に基づき、引き続き連携施設に
おいて受け入れて教育又は保育を提
供すること。

従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業の区分は、次の各号（満3歳以上限定小規模保育事業にあつては、第1号）に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(職員)

第29条 略

2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に

(運営規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等ごとに、次に掲げる家庭的保育事業等の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員_____

(7)～(11) 略

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、次のように区分する

(1)～(3) 略

(職員)

第29条 略

2 小規模保育事業所A型において、保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に

1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を

1を加えた数以上とする。

(1)及び(2) 略

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人(法第6条の3第10項第2号_____の規定に基づき受け入れる場合に限る。)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師_____を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

7 略

（職員）

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

4 略

5 略

（職員）

第32条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B

型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所B型ごとに、第29条第7項に規定する施設長（以下「施設長」という。）を置かなければならない。
(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第1項に定めるもののほか、小規模保育事業所B型ごとに、第29条第5項に規定する施設長（以下「施設長」という。）を置かなければならない。
(利用定員)

第36条 小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。

(職員)

第46条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第7項又は第8項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

(職員)

第46条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 略

(職員)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

6 略

附 則

1～5 略

6 第29条第2項及び第46条第2項

(職員)

第50条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 略

附 則

1～5 略

の規定にかかわらず、当分の間、第29条第2項各号又は第46条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数を1人以上とすることができる。この場合において、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

7 当分の間、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を保育士とみなすことができる。

8 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第46条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、保

育士と同等の知識及び経験を有すると
区長が認める者を、開所時間を通じて
必要となる保育士の総数から利用定員
の総数に応じて置かなければならない
保育士の数を差し引いて得た数の範囲
で、保育士とみなすことができる。

9 前2項の規定を適用するときは、保
育士（第29条第3項若しくは第4項
若しくは第46条第3項若しくは第4
項又は前2項の規定により保育士とみ
なされる者を除く。）を、前2項の規
定の適用がないものとした場合におけ
る第29条第2項又は第46条第2項
の規定により算定される保育士の数の
3分の2以上、置かなければならな
い。

第2条による改正（杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基
準に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。 (1)～(3) 略 (4) <u>満3歳未満等小規模保育事業</u> <u>児童福祉法（昭和22年法律第16</u> <u>4号）第6条の3第10項に規定す</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に 掲げる用語の意義は、当該各号に定め るところによる。 (1)～(3) 略</p>

る小規模保育事業（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）をいう。

(5) 略

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉法

で使用する用語の例による。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども

の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該

(4) 略

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）

で使用する用語の例による。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当

当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該

特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、保育認定子ども

_____に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

_____の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号_____又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4及び5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(特定教育・保育の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る同条第2項第2号

 に規定する市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 教育認定子ども

7

万7, 101円

(教育・保育 の提供の記録)

第12条 略

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2及び3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)及び(2) 略

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次に掲げる令第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子ども(以下「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)のうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る令第4条第2項第2号

 に規定する市町村民税所得割合算額がそれぞれ次に定める金額未満であるものに対する副食の提供
(ア) 法第19条第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 7

万7, 101円

(イ) 満3歳以上保育認定子ども

_____ (令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(同条第2項第6号_____に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 教育認定子ども

(イ) 法第19条第2号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 5万7,700円(令第4条第2項第6号_____に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、7万7,101円)

イ 次に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども(以下「負担額算定基準子ども」という。)又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、学校教育法(昭和22年法律第26号)第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ次に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる

_____ 負
 担額算定基準子ども（当該負担
 額算定基準子どもと同一の世帯
 に属する負担額算定基準子ども
 又は小学校第3学年修了前子ど
 ものうち最年長者及び2番目の
 年長者である者を除く。）であ
 る者
 (イ) 満3歳以上保育認定子ども
 _____ 負
 担額算定基準子ども（そのうち
 最年長者及び2番目の年長者で
 ある者を除く。）である者
 ウ 略
 (4)及び(5) 略
 5及び6 略
 (利用定員の遵守)
 第22条 略
 (虐待等の禁止)
 第25条 特定教育・保育施設の職員
 は、教育・保育給付認定子どもに対
 し、児童福祉法第33条の10第1項
 各号（幼保連携型認定こども園である
 特定教育・保育施設の職員にあつては
 認定こども園法第27条の2第1項各
 号、学校教育法第1条に規定する幼稚
 園である特定教育・保育施設の職員に

小学校就学前子どもに該当する
 教育・保育給付認定子ども 負
 担額算定基準子ども（当該負担
 額算定基準子どもと同一の世帯
 に属する負担額算定基準子ども
 又は小学校第3学年修了前子ど
 ものうち最年長者及び2番目の
 年長者である者を除く。）であ
 る者
 (イ) 法第19条第2号に掲げる
 小学校就学前子どもに該当する
 教育・保育給付認定子ども 負
 担額算定基準子ども（そのうち
 最年長者及び2番目の年長者で
 ある者を除く。）である者
 ウ 略
 (4)及び(5) 略
 5及び6 略
 (定員_____の遵守)
 第22条 略
 (虐待等の禁止)
 第25条 特定教育・保育施設の職員
 は、教育・保育給付認定子どもに対
 し、児童福祉法第33条の10第1項
 各号（幼保連携型認定こども園である
 特定教育・保育施設の職員にあつては
 認定こども園法第27条の2第1項各
 号、幼稚園
 _____である特定教育・保育施設の職員に

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」

_____」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども

育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用保育を提供しているもの」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同号又は

_____同条第2号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「法第19条第2号」とあるのは「特別利用保育を受ける法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び同条第2号」と読み替えるものとする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付

_____に対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども

_____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子ども

_____の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども

認定子どもに対し特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する設置基準を遵守しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・

保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供しているもの」と、「第19条第1号」とあるのは「第19条第2号」と、「利用している同号」とあるのは「利用している同条第1号又は第2号

も」と、「同号」とあるのは「同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」

と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業にあつては5人以下、小規模保育事業A型（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第27条第1号に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第27条第2号に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19

と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども及び特別利用教育を受ける同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」と読み替えるものとする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認に当たって定めるものに限る。以下この章において同じ。）は、家庭的保育事業にあつては5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条）に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同令第31条第1項）に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19

人以下、小規模保育事業C型（同条例第27条第3号に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

人以下、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業所ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上

の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども及び特定

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 略

2 特定地域型保育事業者 _____ は、
 _____ は、
 利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子ども_____（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子ども

3 前項の特定地域型保育事業者は、同項の規定による選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子ども（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含み、特定利用地域型保育を提供する場合にあつては当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

_____を含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども _____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保等)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下

子ども _____を含む。第40条第2項を除き、以下この節において同じ。) に対し自ら適切な地域型保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども _____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により区が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子ども _____の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(連携施設の確保等)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下

この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も満3歳未満保育認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)により特定地域型保育(満3歳以上限定小規模保育を除く。)の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項第2号に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限

この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に提供され、及び、当該特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了後も満3歳未満保育認定子どもに対して必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限

る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

3 居宅訪問型保育事業を行う者は、杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を提供する場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。

4 略

5 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、保育認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、保育認定子ども

る。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を提供する場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 略

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設若しくは他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育又は小学校における教育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育

_____に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用

認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者_____

_____から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、法第30条第2項第3号に規定する区が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2～6 略

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、次に掲げる特定地域型保育事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) 略

(7) 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用

に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項の規定による選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(利用定員の遵守)

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

に当たっての留意事項（第39条第2項_____の規定による選考の方法を含む。）

(8)～(11) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども に対し適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 略

(定員_____の遵守)

第48条 略

(記録の整備)

第49条 略

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準用する。この場合において_____

_____、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設

(1)～(5) 略

(準用)

第50条 第8条、第9条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育及び特定地域型保育事業所について準用する。この場合において、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは

「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費の支給」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下同じ。）の支給」と、「施設型給付費の額」とあるのは「地域型保育給付費の額」と、同条第2項中「前条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第46条の規定による規程をいう。）」と、第25条中「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設

員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども

（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども

を含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

第51条の2 特定地域型保育事業者
（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型

員を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

（当該特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 略

保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども並びに特定地域型保育事業所を現に利用している教育認定子ども及び満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を超える場合においては、抽選又は利用の申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念又は基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考するものとする。

4 特定地域型保育事業者が、特別利用地域型保育を提供する場合において

